学校いじめ防止基本方針

福生市立福生第七小学校 令和6年 3月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。学校は、いじめ問題に適切に対処し、児童が安心して学校生活を送ることができるように、計画的・組織的にいじめ問題に取り組むことが重要である。「学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」、及び「福生市いじめ防止対策基本方針」に基づき、学校におけるいじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持するために、学校、家庭、地域、その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、及び重大事態への対処のための基本的な方針を定めるものである。

1、いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係に ある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含 む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条平成25年9月)

2、学校いじめ対策委員会

学校におけるいじめ防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応、及び重大事態への対処)に関する措置を実行的に行うための組織である「学校いじめ対策委員会」を以下の通り設置する。

<学校いじめ対策委員会>校長(委員長)副校長生活指導主任学年主任養護教諭SC ※いじめが認知された場合には、常設の委員とともに個々の案件に応じた担当教員等を加えて対応する。

3、いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識のもと、日常的に未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応を基本として、いじめを把握した場合には、保護者、地域及び関係機関と連携しながら、速やかに解決に取り組む。

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

安全・安心で質の高い教育環境の中で、一人一人の子供のよさが発揮され、全ての子供が大切にされる風土を培う。また、いじめを許さない学校・学級づくりを進め、明るく楽しく生活できる学校環境を整える。

(2) いじめ問題の未然防止、早期発見・早期解決等の徹底

いじめ問題に適切に対応できるように、教員一人一人のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応にならないよう、学校全体による組織的な取組で解決を図る。

(3) 保護者、地域、関係機関等と連携した取組の推進

いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関等と連携し、子供に関わる社会すべての力を結集して問題解決に向けて取り組む。

学校は、福生市教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への 対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

(1)未然防止

- ○「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成し、児童が主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取組を推進する。(児童会・代表委員会の取組、児童朝会、生活指導など)
- ○道徳教育や人権教育を推進し、「いじめに関する授業」、「SOSの出し方に関する教育」等、いじめや生命尊重について学び、いじめを許さない態度・能力を育成する。(道徳の授業、学級活動など)
- ○すべての教職員を対象にした「いじめに関する研修」を実施し、教職員の対応力向上を図る。
- ○家庭や地域との緊密な連携・協力を図り、児童及び保護者を対象とした「いじめ防止のための啓発活動」を 推進する。 (セーフティ教室、学校だよりなど)

(2)早期発見

- ○定期的なアンケート調査(6月、11月、2月のふれあい月間)、教育相談(毎週水曜日のスクールカウンセラーによる相談)の実施等によるいじめの早期発見、実態把握に努める。
- ○教職員全体によるいじめに関する情報の共有(生活指導夕会、生活指導全体会)を定期的に行い、学級の様子や気になる児童の対応について共通理解を図る。
- ○保健室、相談室等の利用、及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備を図る。

(3) 早期対応

- ○いじめを発見した場合は、特定の教職員が一人で抱え込まないで、学年や生活指導主幹、管理職へ速やかに 報告・連絡・相談し、学校全体で組織的に対応する。
- ○いじめられた児童、及びいじめを知らせてきた児童の安全確保と、落ち着いて教育を受けられる環境確保に 努める。
- ○担任一人ではなく、学年団等、複数の教職員による教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめた児童への 指導や、傍観者への指導も徹底し、いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるような指導を実施す る。
- ○保護者への報告・支援とともに、必要に応じて保護者会を開催するなど、保護者との適切な情報共有を図る。
- ○教育委員会や関係機関、弁護士等との相談・連携を図り、いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある 事案については警察・少年センター等とも相談する。

(4) 重大事態への対処

- ○いじめられた児童の安全確保と、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ○いじめが重大事態と判断される場合には、教育委員会や関係機関、専門家等との相談・連携を図るとともに、 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察・少年センターとの連携を図る。